

京都市集会所新築等補助金交付規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年4月1日

京都市長 松井孝治

京都市規則第 1 号

京都市集会所新築等補助金交付規則の一部を改正する規則

京都市集会所新築等補助金交付規則の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号中「第13条の2」を「第13条の3」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 前号に掲げる額（次項第2号に掲げる額が前号に掲げる額を下回る場合にあっては、次項第2号に掲げる額。以下この号において同じ。）に、第1号に掲げる額と補助事業に要する経費として別に定める基準により認定する額から前号に掲げる額を控除した額とのいずれか低い額を加えた額

第4条第2項中「規定する」を「掲げる」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 前項第3号に掲げる額の補助金 前2号に掲げる額の合計額

第4条第3項を削る。

	「		「		
第1号様式注以外の部分中	<input type="checkbox"/> 第1号	を	<input type="checkbox"/> 第1号	に、「規定する」を	
	<input type="checkbox"/> 第2号		<input type="checkbox"/> 第2号		
			<input type="checkbox"/> 第3号		
		」		」	

「掲げる」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市集会所新築等補助金交付規則の規定は、この規則の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

(文化市民局地域自治推進室)